

別表第1(第4条関係)

1 政策科学科 中学社会コース

免許教科社会(中学校教諭一種免許状)を取得する場合

教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目 の 名 称	履修単位数		配当 年次
		必修	選択	
日本史及び外国史	日本史	2		1
	東洋史	2		1
	西洋史	2		1
	西洋政治史		2	1
地理学(地誌を含む。)	人文地理学	2		1
	都市環境論		2	1
	経済地理学Ⅰ		2	2
	経済地理学Ⅱ		2	2
	土地地理学	2		1
	人間環境地理学		2	2
	生態人類学		2	2
	地誌学	2		1
「法律学、政治学」	法学総論		2	1
	日本国憲法原論		2	1
	憲法人権論	2		1
	憲法機構論	2		2
	行政法総論		4	2
	刑法総論		4	1
	社会法総論		2	1
	国際法Ⅰ		2	2
	国際法Ⅱ		2	2
	民法総則		4	1
	政治学	2		1
	政治過程論		2	1
	公共政策論		2	2
	行政学		2	1
	地方自治論		2	2
	地域統合論		2	2
	政治文化論		2	1
「社会学、経済学」	マクロ経済学Ⅰ	2		1
	国際経済論Ⅰ		2	2
	法社会学		2	2
「哲学、倫理学、宗教学」	倫理学	2		2
	法哲学		2	2
	法思想史		2	2
	現代政治思想		2	2
各教科の指導法(情報機器の活用を含む)	社会科教育法Ⅰ	2		2
	社会科教育法Ⅱ	2		2
	社会科教育法Ⅲ	2		3
	社会科教育法Ⅳ	2		3
最 低 修 得 単 位 数		30		

2 政策科学科 高校公民コース

免許教科公民(高等学校教諭一種免許状)を取得する場合

教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目 の 名 称	履修単位数		配当 年次
		必修	選択	
「法律学（国際法を含む。） 、政治学（国際政治を含む。） 」	法学総論		2	1
	国際関係の争点	2		1
	国際関係の理論	2		2
	日本国憲法原論		2	1
	憲法人権論	2		1
	憲法機構論	2		2
	行政法総論		4	2
	刑法総論		4	1
	社会法総論		2	1
	国際法Ⅰ		2	2
	国際法Ⅱ		2	2
	民法総則		4	1
	政治学	2		1
	政治過程論		2	1
	公共政策論		2	2
	行政学		2	1
	地方自治論		2	2
	地域統合論		2	2
	政治文化論		2	1
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	マクロ経済学Ⅰ	2		1
	国際経済論Ⅰ	2		2
	法社会学		2	2
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	倫理学	2		2
	法哲学		2	2
	法思想史		2	2
	現代政治思想		2	2
各教科の指導法（情報機器の活用を含む）	公民科教育法A	2		3
	公民科教育法B	2		3
最 低 修 得 単 位 数		24		

教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目の名称	履修単位数		配当年次
		必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	2		1
	教職論	2		1
	教育社会学	2		2
	人権教育論		2	2
	生涯学習学		2	2
	発達心理学		2	2
	教育心理学	2		1
	障害児の心理と指導		2	2
	特別支援教育論	1		2
	教育課程論	2		2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育指導論 (中学校教諭一種免許状を取得する場合のみ)	2		2
	教育の方法と技術・総合的な学習の時間の指導法	2		1
	特別活動・キャリア教育論	2		2
	生徒指導論	2		2
	教育相談	2		2
教育実践に関する科目	教育実習 1	2		3
	教育実習 2	2		4
	教育実習 3 (中学校教諭一種免許状を取得する場合は必修)		2	4
	教職実践演習(中・高)	2		4
最低修得単位数		29又は25		

備考

- 1 教育実習 1 は、4 年次に実習校で実習するための事前指導を行う科目である。
- 2 教育実習 2 及び教育実習 3 は、実習校で実習するための事前指導、実習校での教育実習及び実習を終えた後での事後指導を行う科目である。
- 3 最低修得単位数は、中学校教諭一種免許状を取得する場合にあっては 2 9 単位、高等学校教諭一種免許状を取得する場合にあっては 2 5 単位である。

別表第3(第6条関係)

大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目 の 名 称	履修単位数		配当 年次
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	道徳教育指導論 (高等学校教諭一種免許状を取得する場合のみ)		2	2
最 低 修 得 単 位 数		4又は12		

備考

- 1 最低修得単位数は、この表に掲げる大学が独自に設定する科目に係る単位数並びに取得しようとする免許状の種類に応じて免許法施行規則第4条及び第5条の表第二欄から第五欄に規定する最低単位数を超えて修得した単位数により満たさなければならない。
- 2 最低修得単位数は、中学校教諭一種免許状を取得する場合にあっては4単位、高等学校教諭一種免許状を取得する場合にあっては12単位である。

別表第4(第7条関係)

免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目 の 名 称	履修単位数		配当 年次
		必修	選択	
日本国憲法	憲法人権論	2		1
	憲法機構論	2		2
体育	フィジカル・エクササイズⅠ	1		1
	フィジカル・エクササイズⅡ	1		1
外国語コミュニケーション	Communicative English Ⅲ	1		1
	Communicative English Ⅳ	1		1
情報機器の操作	教育とコンピューター	2		2
最 低 修 得 単 位 数		10		